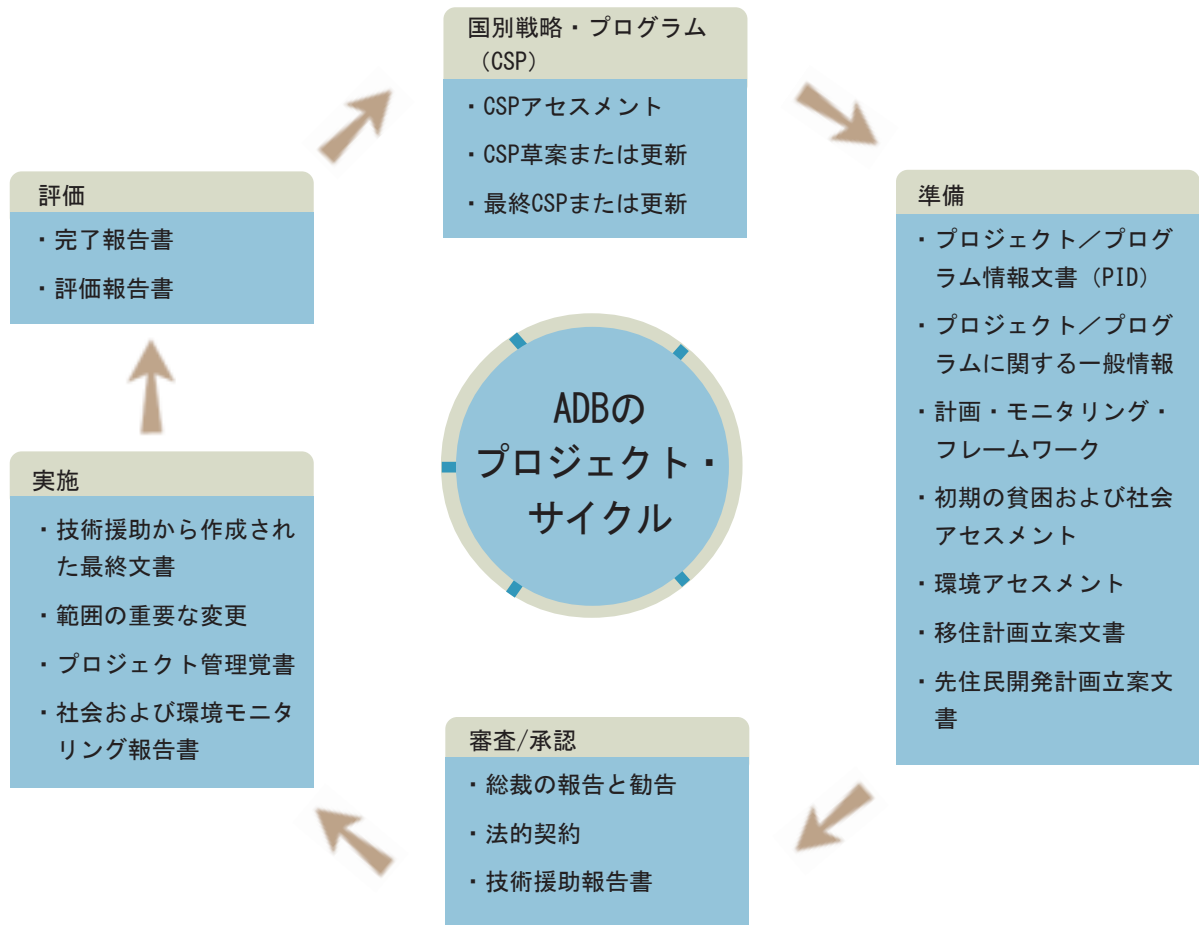


## 業務文書の開示要件



### 業務文書の開示要件



内容：  
文書開示要件：

1. 国別戦略・プログラム
2. 準備
3. 審査／承認
4. 実施
5. 評価

## 1. 国別戦略・プログラム

文書	開示のタイミング/条件
国別戦略・プログラム・アセスメント (CSP)	完了次第
初期段階のCSP草案	提案文書の完了後
CSP草案または更新	戦略・プログラムの起草後、ただしADBマネジメントによる検討の前
最終CSPまたは更新 (英語)	理事会が是認次第
翻訳CSPまたは更新 (英語が広く使われていない場合)	理事会が是認後、90暦日以内

## 2. 準備

### プロジェクト一般情報

文書	開示のタイミング/条件
プロジェクト情報文書 (PID)	コンセプト・ペーパーの承認後 30暦日以内
PID 更新	四半期に1度
社会/環境問題を含むプロジェクト/プログラムに関する一般情報 ・ 計画案に対するフィードバックを求める ・ フォーカルポイントや定期的な接触を指定する ・ プロジェクト範囲の重要な変更についての関連情報を含む	プロジェクト準備の初期に開始し、準備、処理、実施の各段階で継続
計画・モニタリング・フレームワーク	審査前
初期の貧困および社会アセスメント	完了次第

- 凡例： ■ 公に利用可能 (ウェブサイト)  
■ 国内のステークホルダーに利用可能  
■ 被影響住民に利用可能

## 2. 準備（続き）

### 環境アセスメント

文書	開示のタイミング／条件
プロジェクトの環境問題に関する関連情報	プロジェクトによる被影響グループおよび地元NGOとの協議前または協議中 カテゴリーAプロジェクト： a. 環境インパクト・アセスメントの現地調査の早い段階 b. 環境インパクト・アセスメント報告書案が入手可能になった時で、かつ審査前
カテゴリーAプロジェクトについては環境インパクトの要約、 または環境の影響を受けやすいと見なされるカテゴリーBプロジェクトについては初期環境調査の要約	下記より少なくとも120暦日前： a. ADB理事会による貸付検討 b. カテゴリーAサブプロジェクトまたは環境の影響を受けやすいと見なされるカテゴリーBサブプロジェクトの承認 c. 該当する場合には、プロジェクト範囲の重要な変更の承認

### 移住計画立案文書

文書	開示のタイミング／条件
移住計画案	審査前
最終移住計画	計画完了後
改訂移住計画	詳細な技術設計あるいは範囲の変更の結果としての計画修正後
移住計画案またはフレームワーク（あるいは両方）	審査前
最終移住計画	受理次第
改訂移住計画	受理次第

### 先住民開発計画立案文書

文書	開示のタイミング／条件
先住民開発計画案	審査前
最終先住民開発計画	計画完了後
改訂先住民開発計画	詳細な技術設計あるいは範囲の変更の結果としての計画修正後
先住民開発計画案またはフレームワーク（あるいは両方）	審査前
最終先住民開発計画	受理次第
改訂先住民開発計画	受理次第

凡例： ■ 公に利用可能（ウェブサイト）

■ 被影響住民に利用可能

### 3. 審査／承認

文書	開示のタイミング／条件
総裁の報告と勧告（RRP）	理事会による承認次第直ちに
法的契約（公共セクター）	関連RRPと同時
技術援助報告書	理事会／総裁／副総裁による承認次第直ちに

### 4. 実施

文書	開示のタイミング／条件
技術援助(TA)から作成された最終報告書	完了次第
TAまたは貸付の範囲の主要な変更（理事会文書のみ）	変更の承認次第
プロジェクト管理覚書またはプログラム実施覚書	部門ディレクターによる承認次第
社会および環境モニタリング報告書	ADBに提出され次第
トランシュのリリースに関する経過報告書	理事会またはマネジメントによる承認次第

### 5. 評価

文書	開示のタイミング／条件
技術援助およびプロジェクト／プログラム完了報告書	理事会に回覧次第
プロジェクト／プログラム業績監査報告書、技術援助業績監査報告書、インパクト評価研究、国別援助プログラム評価、セクター別援助プログラム評価、および特別評価研究を含む業務評価文書	マネジメントおよび理事会に回覧次第

凡例：■ 公に利用可能（ウェブサイト）